

若者に関する総合的な支援・連携体制の強化について（案）

1 計画上の位置づけ

第5次福岡市子ども総合計画「施策8若者等の相談支援と居場所の充実」の方向性として、社会生活を営む上で困難を有する若者に関し、「(1)若者に関する総合的な支援・連携体制の整備」を位置づけている。

第5次福岡市子ども総合計画

施策の方向性(p66)

ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難を有する若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」による連携体制を強化します。

(1)若者に関する総合的な支援・連携体制の整備(p67)

- 社会生活を営む上で様々な困難を有する若者や家族からの相談を広く受け付けるとともに、アウトリーチや家庭、地域、関係機関(学校等)との連携によって、支援が必要な若者を早期に把握し、働きかけ、ニーズに応じた適切な機関(就労支援等)や団体(居場所活動、当事者グループ等)などの社会資源につなぐための相談機関の設置を検討します。
- 各分野の支援機関の「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会について、より実効的な連携体制や調整機能を強化することにより、困難を有する若者の社会的つながりや社会参加、自立を支援します。

子ども・若者支援地域協議会 …別紙「子ども・若者育成支援推進法について」参照

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき、社会生活上の困難を有する若者に対し効果的かつ円滑に支援を行うために関係機関で構成する協議会。地方公共団体には設置の努力義務があり、本市は同協議会を福岡市子ども・子育て審議会に位置づけている。

2 現状と課題

社会生活を営む上で困難を有する若者の支援については、教育、福祉、保健医療、矯正・更生保護、雇用など各分野の支援機関が専門性を活かして取り組んでいるが、下記のような課題がある。

- (1)義務教育修了後の総合的な相談・支援の受け皿がなく、中学校卒業や高校等中退を機に支援が途切れる場合がある。高校等卒業や児童相談所の支援終了など18歳でも支援の途切れがある。
- (2)若者の抱える困難が複合的な場合、複数の機関による支援を組み合わせる必要があるが、若者支援に係る関係機関・団体の体系的な連携の仕組みがない。
- (3)自分の抱える困難の要因が分からず支援の狭間にいる若者や、自力では適切な支援機関に辿り着けない若者に対して必要な支援を届ける手段が十分でない。

(参考データ)

■ひきこもりや無業の状態にある若者(18~39歳)の状況

	該当回答者	該当率(※3)	推計数(※4)	H27内閣府調査(※5)
ひきこもりの状態にある若者	11人(※1)	0.74%	3,308人	1.63%(56.3万人)
無業の状態にある若者	69人(※2)	4.61%	20,613人	4.83%(166.5万人)

出典：平成30年度福岡市青少年の意識と行動調査

- ※1 内閣府『若者の生活に関する調査』報告書(平成28年9月)「広義のひきこもり群」の定義に従って算出
 ※2 「派遣会社に登録しているが働いていない」及び「無職」を選択した回答者数、専業主婦(夫)、家事手伝い、学生を除く。
 ※3 (該当回答者数)÷(有効回答数)×100%
 ※4 (18~39歳H31.1月末登録人口447,150人)×(該当率)
 ※5 調査対象者15~39歳の有効回収率に占める割合(全国の推計数)

項目	全回答者	ひきこもりの状態にある若者	無業の状態にある若者
悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」と答えた人の割合	13.2%	63.6%	27.5%
どりのこされた気になることが「よくある」「ときどきある」と答えた人の割合	33.2%	54.6%	49.3%
今までに働いたことがある(雇用形態問わず)と答えた人の割合	—	75.0%	81.2%
現在の希望として「就職したい」と答えた人の割合	—	87.5%	75.4%

出典：平成30年度福岡市青少年の意識と行動調査

第5次福岡市子ども総合計画 p75 より抜粋

3 施策の方向性(案)

これらの現状と課題を踏まえ、下記3つの機能を中心に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に関する総合的な支援・連携体制を強化する。

- ① 中学校卒業や高校等中退後の若者への支援を引き継ぐ体制
- ② 機関・団体同士の協議・連携機能(体系的支援体制の構築)
- ③ 自身の抱える困難がわからない若者でも適切な支援機関・団体につなげ、社会に定着するまで支える伴走機能

(1)若者を支援する団体のネットワーク構築

市内の支援団体(約30団体)のネットワークを構築し、若者の複合的な困難を解決するための支援、人材育成、情報発信を行う。

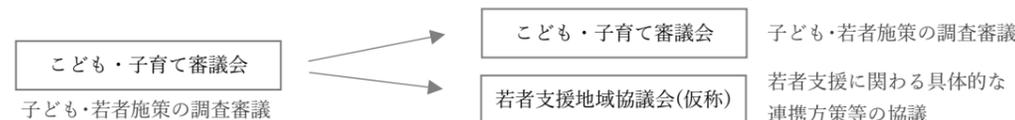
- ・支援団体が必要な情報やノウハウの共有を行う交流会・研修会の定期開催
- ・各団体の専門分野、支援内容などの効果的な広報(例：団体検索サイトの立ち上げ) など

(2)若者支援のための連携体制と総合相談機能の充実

①若者支援地域協議会(仮称)の設置(予定：令和4年度)

子ども・若者支援地域協議会として、新たに「若者支援地域協議会(仮称)」を設置し、年齢階層で支援を途切れさせない「縦のネットワーク」と各分野の機関が連携する「横のネットワーク」を充実させることにより、実際に支援を行っている機関・団体が個別の支援にあたって必要な連携方策や課題などの協議を機動的に行える体制を構築する。

子ども・若者施策の調査審議については、引き続き、子ども・子育て審議会が担う。



②総合的な相談機能の設置(予定：令和4年度)

【機能案】①支援を引き継ぐ機能、②連携を促し支援を調整する機能、③定着まで伴走する機能



(3)若者支援地域協議会(仮称)準備会の開催(令和3年度)

上記(2)へ向けた準備会を設置し、①協議会の協議事項・運営方法等、②総合的な相談機能が担う機能などを具体的に検討する準備会を開催し、検討結果を来年度の審議会へ報告する。

構成員(案)：国の例示(別紙「子ども・若者育成支援推進法について」)を踏まえ、市、県、国の教育、福祉、保健医療、矯正・更生保護、雇用に関わる機関に呼びかける。